

# 京都府公報

〒602-8570 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町  
発行所 京 都 府  
政 策 法 務 課  
電 話 (075) 414-4037

〒602-8048 京都市上京区下立売通小川東入  
印刷所 中 西 印 刷 株 式 会 社  
電 話 (075) 441-3155

## 目 次

公 告	ページ
○大規模小売店舗立地法に基づく変更の届出 (山城広域振興局、丹後広域振興局)	301

## 公 告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第1項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則(平成12年京都府規則第38号)第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年4月30日

京都府知事 西 脇 隆 俊

### 1(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンシティ久御山  
久世郡久御山町相島曾根32番地  
代表取締役 石塚 義博
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン久御山  
久世郡久御山町森大内337番地
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社ユニクロ 山口市佐山717番地1 代表取締役 柳井 正 ほか4業者	株式会社ユニクロ 山口市佐山10717番地1 代表取締役 柳井 正 ほか7業者	令 2. 7. 17 ほか	小売業を行う者の住所及び代表者の変更並びに出店のため

- (2) 届出年月日  
令和6年3月29日
- (3) 縦覧場所  
京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- (4) 縦覧期間  
令和6年4月30日から令和6年8月30日まで
- (5) 意見書の提出先  
京都府山城広域振興局農林商工部農工商連携・推進課

### 2(1) 届出事項の概要

- ア 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
峰山商業開発株式会社  
京丹後市峰山町新町1606番地の1  
代表取締役 由良 貞和
- イ 大規模小売店舗の名称及び所在地  
峰山ショッピングセンターマイン  
京丹後市峰山町新町1606番地の1
- ウ 変更の内容

変更した事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか23業者	株式会社エール 舞鶴市南浜町27番地5 代表取締役 仲東 博一 ほか23業者	令 6. 3. 27	テナント入替及び業者の業種変更のため

- (2) 届出年月日  
令和6年4月5日
- (3) 縦覧場所  
京都府丹後広域振興局農林商工部農工商連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課

- (4) 縦覧期間  
令和6年4月30日から令和6年8月30日まで
- (5) 意見書の提出先  
京都府丹後広域振興局農林商工部農商工連携・推進課



大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、その届出書及び添付書類を次のとおり縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置している者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、縦覧期間満了の日までに、大規模小売店舗立地法施行細則（平成12年京都府規則第38号）第8条第1項に規定する書面を添えて、意見書を提出することができる。

令和6年4月30日  
京都府知事 西 脇 隆 俊

1 届出事項の概要

- (1) 届出者の名称及び住所並びに代表者の氏名  
株式会社サンシティ久御山  
久世郡久御山町相島曾根32番地  
代表取締役 石塚 義博
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地  
イオンタウン久御山  
久世郡久御山町森大内337番地
- (3) 変更の内容

変更しようとする事項	変更前	変更後	変更年月日	変更理由
駐車場の位置及び収容台数	713台（添付図面のとおり）	431台（添付図面のとおり）	令和6.11.30	利用実態による運営の見直しのため

- 2 届出年月日  
令和6年3月29日
- 3 縦覧場所  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課及び京都府商工労働観光部中小企業総合支援課
- 4 縦覧期間  
令和6年4月30日から令和6年8月30日まで
- 5 意見書の提出先  
京都府山城広域振興局農林商工部農商工連携・推進課